

平成23年度試験 B-1

1. これから午後の試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、B-2の各頁にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験B-1は、実務に関する試験の問題で、全部で6問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をB-2の各欄に正確に記入して下さい。
問1については、B-2の1頁から12頁までです。
問2については、B-2の13頁から14頁までです。
問3については、B-2の15頁です。
問4については、B-2の16頁から19頁までです。
問5については、B-2の20頁です。
問6については、B-2の20頁です。
5. 解答時間は、3時間です。

あなたの受験番号

(問 1) 別紙 1 の資料 (1. 現形図 2. 従前の土地の明細 3. 換地図 4. 換地の明細) により、換地計画書 (B-2 の 1 頁から 12 頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表 (1. (2) 団地計画の内容)、土地改良法第 53 条第 1 項ただし書に係る同意書、不換地・特別減価申出書、創設換地取得同意書) を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減価を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
4. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
5. 地積を特じて換地を定めた従前の土地にあっては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
6. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
7. 事業主体は、稲田新土地改良区とする。

(問 2) 別紙 2 の登記事項証明書 (7 筆) により、従前地各筆調査書 (B-2 の 13 頁から 14 頁) を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。
3. 共有地の場合は、所有権欄に共有者全員について記入すること。

(問 3) 大石義男が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるもので、別紙 3 の原簿謄本、全部事項証明書範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を (B-2 の 15 頁) に記入しなさい。

(作成上の留意事項)

新戸籍編製につき除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。

(問 4) 下表に掲げる土地 (6 筆) について、登記申請書 (B-2 の 16 頁から 19 頁) を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者 (所有者)」、「不動産の表示」等の各該当欄 () に必要な事項を記入すること。
2. 下表の整理番号 1 から 3 までは別紙 4 の相続関係説明図、整理番号 4 及び 5 は別紙 5 の所有権登記名義人関係書類、整理番号 6 は別紙 6 の地積測量図を参照のこと。
3. 解答の記入に際しては、下表の整理番号と B-2 の整理番号が一致するように記入すること。

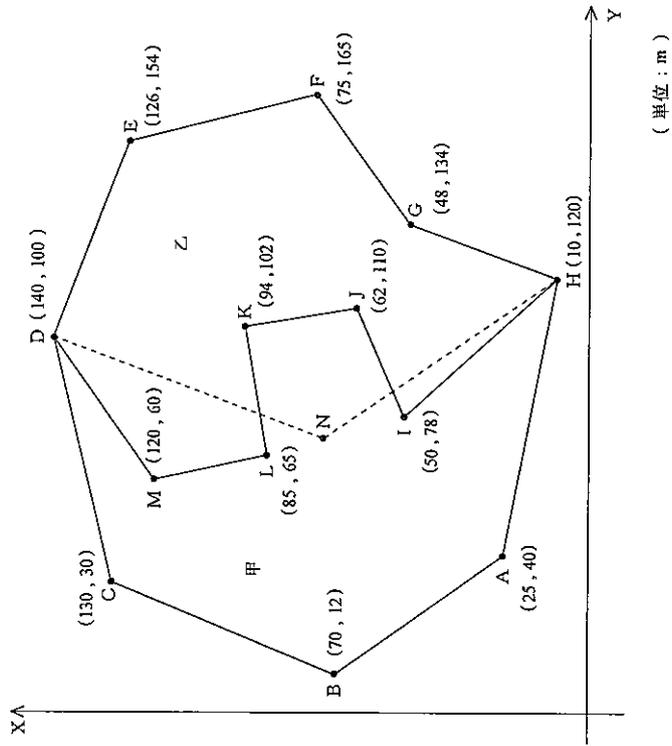
整理番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備考
	所在	地番	地目	地積㎡	住所	氏名	持分	
1	青山市小川字東田	45 番	田	1333		佐々木健一 (供存者)		相続関係説明図参照のこと。 ただし所有権の登記がない(未登記の土地)。
2	桑川市小江字瀬田	113 番 2	田	870	相模原市相模原区 大山字松中 12 番地 3	井上利弘 (供存者)	3/5	相続関係説明図参照のこと。
3	白田市高松字相田	145 番 3	畑	1530	相模原市相模原区 中原字上名 45 番地 6	野口弘一 (供存者)	2/5	横線を要しない。
4	黒川市大町字北田	175 番	田	1000	白田市 大田字大平 7 番地	小川幸夫		相続関係説明図参照のこと。
5	高倉市前田字大井	513 番	畑	1301	黒川市 小松字小丘 8 番地	杉本光一郎		氏名の更正 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
6	金山市藤田字小沢	118 番 1	田	1008	藤田市 成田字大町前 00 番地	伊藤 功		住所の更正、更正 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
					金山市 石山字大川 12 番地	阿部 祐次		土地分界、地積測量図参照のこと (測量地積の誤差は初年度区分の管轄範囲を超える。)

(問 5) 下図のように実線を筆界線とする平面上の多角形を成し、各筆界点の平面直角座標が与えられた甲と乙の土地がある。この土地について次の各問に答えなさい。ただし、いずれも四捨五入しないままの値とする。

(1) 甲と乙の土地を併せた多角形A B C D M L K J I Hの面積を求めなさい。

(2) 甲の土地A B C D M L K J I Hの面積を求めなさい。

(3) 多角形A B C D N Hが甲の土地の面積と等しくなるように、点線で示された境界線D N Hを定めるとき、境界点Nのx座標値を求めなさい。ただし、境界点Nのy座標値は、70mとする。



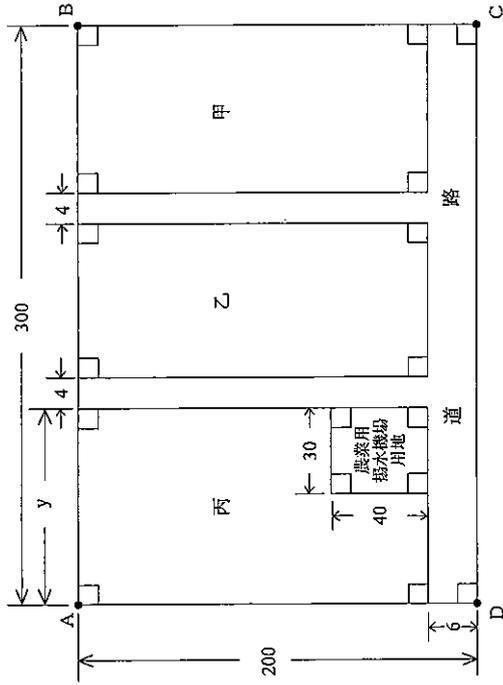
(問 6) 図 1 のように甲、乙、丙の所有する農地がある。また、丙の土地のうち、その 10分の1の地積を特に減ずる旨の申し出があった。これについて図 2 のようなほぼ整備事業の計画を立てて、共同減歩により農道を整備するとともに、農業用水機場の用地を創設することとした。このとき次の各問に答えなさい。

(1) 換地交付率 (%) を求めなさい。ただし、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求めるものとする。

(2) (1) で求めた換地交付率を用いて、甲、乙、丙の換地交付基準地積を求めなさい。ただし、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで求めるものとする。

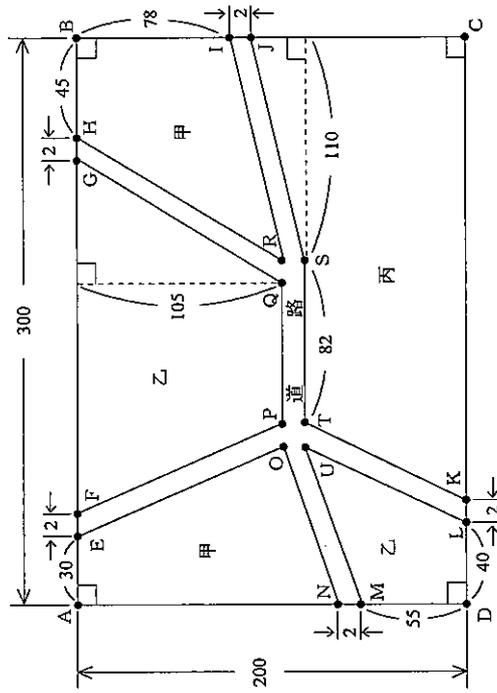
(3) (2) で求めた地積により換地選定をするとき、図 2 の y の値を求めなさい。ただし、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで求めるものとする。

図 2



(単位: m)

図 1

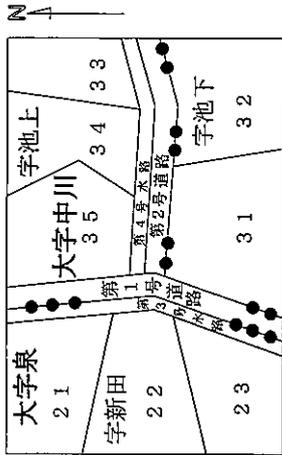


(単位: m)

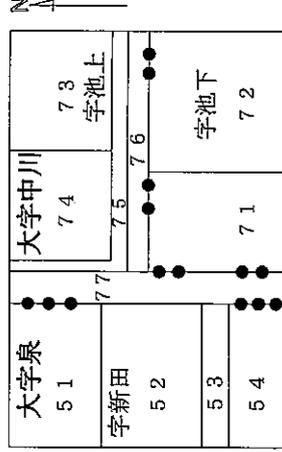
A ~ U は境界線で、各境界線は直線である。EO と F、P、G、Q と H、R、I、R と J、S、K、T と L、U、M、U と N、O はそれぞれ平行で等距離である。P と Q は O、R 上にあり、T は U、S 上にあって、O、R と U、S は平行で等距離である。

現 形 図
従前の土地の明細
換 地 図
換 地 の 明 細

1. 現形図 所在 稲田市



3. 換地図 所在 稲田市



2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地目	用途	地積 (m ²)	評 定		換地交付標準額 (円)	換地交付基地積 (m ²)	所有権及び地役権以外の権利又は処分制限	所有者の住所氏名	耕作者の住所氏名
					等位	価 額 (円)					
	31	田	田	2,050	4	4,920,000	6,072,699	1,947		稲田市大字中川575番地 加賀登	
	34	田	田	1,405	6	2,810,000	3,600,013	1,334	(登) 根拠当権	稲田市大字泉468番地 西村由美子	
	21	田	田	1,425	3	3,705,000	4,506,289	1,353	質借権	同上	稲田市大字中川575番地 加賀登
	32	田	田	1,793	6	3,536,000	4,594,181	1,702		稲田市大字中川757番地 大田重信	
	35	田	田	1,789	5	3,957,800	4,969,354	1,708		同上	
無	23	畑	畑	1,317	8	2,107,200	2,847,792	1,251		同上	
	33	田	田	1,072	7	1,929,600	2,532,372	1,018		稲田市大字泉671番地 石垣明	
	22	田	田	1,846	4	4,430,400	4,892,600			同上	
				822		1,972,800	2,435,000	780			
	計			12,707		27,446,000	34,015,200	11,093			
	内 訳			11,390		25,338,800	31,167,468	9,842			
		畑	畑	1,317		2,107,200	2,847,732	1,251			
	第1号道路	公共用道路	道路	876						稲田市	
	第2号道路	公共用道路	道路	527						同上	
	第3号水路	用悪水路	水路	482						同上	
	第4号水路	用悪水路	水路	408						同上	
	計			2,293							
	合 計			15,000		27,446,000	34,015,200	11,093			



(注)
 (1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための
 隣断が可能なものとする。
 (2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地目	用途	地積 (m ²)	評 定		所有者の氏名	耕作者の氏名
				等位	価 額 (円)		
71	田	田	1,884	1	5,652,000	加賀登	
74	田	田	1,612	2	4,513,600	西村由美子	加賀登
51	田	田	1,699	2	4,757,200	同上	
72	田	田	2,927	1	6,981,000	大田重信	
73	畑	畑	1,725	3	4,485,000	同上	
52	田	田	1,846	2	5,168,800	石垣明	
	小 計		11,093		31,557,600		
54	宅地	集会場用地 (非)	1,024.00	4	2,457,800	稲田市	
53	公共用道路	道路	497			稲田市大字中川1155番地 稲田新田土地改良区	
	計		12,614		34,015,200		
内	田	田	9,368		27,072,600		
訳	畑	畑 (非)	1,725		4,485,000		
	宅地	集会場用地 (非)	1,024.00		2,457,600		
	公共用道路	道路	497				
76	公共用道路	道路	785			稲田市	
77	公共用道路	道路	1,029			同上	
75	用悪水路	水路	572			同上	
	計		2,386				
	合 計		15,000		34,015,200		

登記事項証明書

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月7日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	森坂郡小松町大字宮下字野上	境界特定			
所在	森坂郡小松町大字宮下字野上				
①地番	田	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
365 産		9 8 5			
365 番 1		9 2 5		①③365番1、365番2に分筆 〔昭和48年10月8日〕	
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月7日	

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月7日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	森坂郡小松町大字宮下字野上	境界特定			
所在	森坂郡小松町大字宮下字野上				
①地番	田	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
387 番		6 8 3			
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月7日	
所有者	瓜田 重太郎				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	共有者全員持分全部移転	昭和61年7月22日 第19857号	原因	昭和61年7月21日売買 森坂郡小松町大字合度字上野17番地 持分5分の3 南谷 祐次 森坂郡小松町大字合度字上野17番地 持分3分の1 南谷 弘子 森坂郡小松町大字合度字上野17番地 持分5分の1 南谷 幸弘 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月7日	
2	南谷祐次持分全部移転	平成18年8月25日 第16785号	原因	平成17年6月18日相続 森坂郡小松町大字合度字上野17番地 持分5分の3 南谷 幸弘	
3	条件付南谷幸弘持分全部移転 仮登記	平成18年10月2日 第17785号	原因	平成18年10月2日売買 (条件 農地法第3 条の許可) 権利者 森坂郡小松町大字一ノ瀬字山田 887番地 持分5分の4 石川 悦郎	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 000000 1/1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 000000 1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月7日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	集界特定				
所在	森坂郡小松町大字宮下字野上				
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
395番3	畑	81.7		③395番3、395番8に分筆 〔昭和41年8月5日〕	
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月7日	
				③新設 〔平成20年11月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年8月27日 第24386号	原因 昭和33年12月20日相続 所有者 森坂郡小松町大字新田字畑中87 小田 浩二 順位11番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成9年12月15日 第18459号	原因 平成9年11月2日住所移転 住所 東青山市成田町島崎2766番地
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月7日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	昭和45年6月12日 第177834号	原因 昭和45年4月21日設定 目的 地役権者はこの土地に電線路の支 持物を除く送電線路を設置し、並びに その除金のためこの土地に入ることが できる。地役権設定者はこの土地に送 電線路の最下垂線における電線から3 mの範囲に入る建造物の築造または工 作物の設置、竹木の権限がでない 範囲 東側67m 要役地 東高岡市仲谷町上田12番3 地役権面第431号 順位1番の登記を移記
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月7日
2	抵当権設定	平成17年7月7日 第19689号	原因 平成17年6月30日設定 担保額 金3,000万円 債権の範囲 消費貸借取引 当座貸越取 引 売買取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債権者 森坂郡小松町大字南田字畑 中1115番地 小松 農協 協同組合 共同担保 目録(イ)第246号 順位2番の登記を移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年7月7日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	集界特定				
所在	森下郡松山町大字東坂上字川並				
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
692番5	田	74.3		692番1から分筆 〔昭和49年5月14日〕	
				昭和56年7月20日一筆地目変更 ③692番5、692番6に分筆 〔昭和56年9月11日〕	
				③新設 国土調査による成泉 〔昭和62年7月17日〕	
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和51年3月15日 第5322号	原因 昭和51年3月12日売買予約 権利者 守川郡森坂町大字小川字東山 122番地 須藤 泰博 順位2番の登記を移記
	所有権移転	昭和52年7月25日 第14372号	原因 昭和52年7月10日売買 所有者 立川市浅岡町白田274番地 川村 良子 順位2番の登記を移記
付記1号	1番所有権移転請求権の移転	昭和51年3月15日 第5323号	原因 昭和51年3月15日売買 権利者 立川市浅岡町白田274番地 川村 良子 順位2番付記1号の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	平成14年9月3日 第22012号	原因 平成14年9月1日売買予約 権利者 森下郡田中町大字島田字堀田65 番地 進藤 幹男 順位3番の登記を移記
	所有権移転	平成16年3月22日 第13543号	原因 平成16年3月22日売買 所有者 森下郡田中町大字島田字堀田65 番地 進藤 幹男 順位3番の登記を移記
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年8月3日 第15655号	原因 昭和56年7月16日農協取引契約昭和 57年7月29日設定 元本総額 金500万円 利息 日非2銭6厘以内 担保金 日本4銭 振替書 立川市浅岡町白田274番地 川村 昭夫

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			抵当権者 森下郡松山町大字南川字裏 畑5番地 松山町農業協同組合 共同担保 目録(株)第1658号 順位1番の登記を移記
2	1番根拠当権抹消	昭和59年5月11日 第24075号 [空白]	昭和59年5月11日解除
3	抵当権設定	平成17年12月21日 第27053号	原因 平成17年12月20日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金1,800万円 利息 年1.40% (年365日割計算) 損害金 年14.0% (年365日割計算) 債務者 森下郡田中町大字島田字畑田65 番地 幹男 進藤 藤岡市島根四丁目10番1号 株式 藤岡銀行 共同担保 目録(株)第652号
4	抵当権設定	平成17年12月21日 第27054号	原因 平成17年12月20日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金1,850万円 利息 年2.575% (年365日割計算) 損害金 年14.0% (年365日割計算) 債務者 森下郡田中町大字島田字畑田65 番地 進藤 藤岡市島根四丁目10番1号 株式 藤岡銀行 共同担保 目録(株)第653号

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年7月7日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	[空白]	境界特定	[空白]		
所在	森下郡松山町大字東坂上字川並				
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
753番3	畑	711.4		[空白]	[空白]
[空白]	宅地	7138.9		④昭和51年7月19日地目変更 [昭和51年8月20日]	
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	昭和8年10月5日 第25234号	原因 昭和8年10月1日売買 所有者 森下郡松山町大字東坂上字川並 21番地 川端 泰藏 順位1番の登記を移記	[空白]	[空白]
2	所有権移転請求権返登記	昭和44年12月17日 第23817号	原因 昭和44年12月17日贈与予約 権利者 森下郡松山町大字東坂上字川並 21番地 川端 一郎 順位2番の登記を移記	[空白]	[空白]
3	所有権移転	平成22年11月8日 第33663号	原因 昭和57年2月7日相続 所有者 森下郡松山町大字東坂上字川並 21番地 川端 一郎 代位者 ○○県 代位原因 土地改良登記令第2条	[空白]	[空白]
4	2番返登記抹消	平成22年12月8日 第33987号	原因 昭和57年2月7日権利混同	[空白]	[空白]

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)		権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	権利者その他の事項
1	地上権設定	<p>原因 昭和56年9月30日設定契約 目的 工作物(サイホン)所有のため 範囲 東京都平均海面の上24・40メートル から12・30メートルの間 存続期間 60年 地代 金30万2,500円 支払方法 一時払 特約 1、地上権設定の範囲を縮小し、又 は形質を変更しないものとする。2、地 上に1平方メートル当り1・6トン以上 の荷重をかけてはならない。3、この土 地に建物又は堅固な工作物を設置する 場合は事前に同意を得ること。 地上権者 森下郡松山町</p> <p>順位1番の登記を移記</p> <p>昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日</p>

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年7月7日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	界隈特定				
所在	森下郡松山町大字東塚上字川並				
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
785番2	原野	397		785番から分筆 国土調査による成果 【昭和62年7月17日】	
	雑種地			②平成11年3月24日地目変更 【平成11年3月30日】	
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和53年11月15日 第13965号	原因 昭和53年7月17日贈与 所有者 住吉市横田町古町1643番地 岡島太郎 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成3年10月19日 第28345号	原因 錯誤 住所 住吉市横田町新田1643番地 順位4番の登記を移記
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日
2	差押	平成22年2月12日 第7554号	原因 平成22年2月12日〇〇地方裁判所堺 支部担保不動産競売開始決定 債権者 岡崎市石上町荒田357番地 岡矢農業協同組合

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成7年3月6日 第11136号	原因 平成7年12月15日金銭消費貸借予約 平成7年3月1日設定 借債額 金2,360万円 利息 年2・60%(年365日日割計算) 損害金 年14・5%(年365日日割計算) 債務者 住吉市横田町新田1643番地 岡島太郎 抵当権者 坂井市緑区太田町三丁目8番9 号 株式会社 緑銀行 共同担保 目録(注)第4987号 順位2番の登記を移記
2	抵当権設定	平成12年8月3日 第17897号	原因 平成12年8月3日金銭消費貸借同日 設定 借債額 金3,000万円 利息 年2・625%(年365日日割計算) 損害金 年14・0%(年365日日割計算) 債務者 住吉市横田町新田1643番地 岡島太郎

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	抵当権設定	平成13年11月12日 第27364号	<p>抵当権者 春岡市塩畑町神田22番地 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(マ)第875号 順位3番の登記を移記</p> <p>原因 平成13年11月12日金銭消費貸借同 日設定 金5,000万円 債権額 年2・625% (年365日割計算) 利息 年14・0% (年365日割計算) 損害金 住吉市横田町新田1643番地 債権者 島 太 郎 共同担保 岡矢市石上町荒田357番地 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(マ)第753号 順位4番の登記を移記</p> <p>昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日</p>

表題部 (土地の表示)		調査	平成16年7月7日	不動産番号	00000000000000
地図番号	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回
所在	森下郡松山町大字東坂上字川並				
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
887番2	畑	548		③887番2、887番4に分筆 国土調査による成奥 〔昭和62年7月17日〕 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	昭和45年2月9日 第9487号	原因 昭和43年9月23日相続 所有者 森下郡松山町大字東坂上字川並 28番地 藤 森 和 一 順位2番の登記を移記		
2	所有権移転	平成34年9月18日 第16538号	原因 平成34年4月21日相続 所有者 森下郡松山町大字東坂上字川並 28番地 持分3分の1 藤 森 豊 森下郡松山町大字東坂上字川並28番地 持分3分の2 藤 森 孝 男 順位3番の登記を移記		
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成17年4月6日 第13738号	原因 平成16年12月22日住所移転 共有者 藤森孝男の住所 森下郡松山町大字西川田字橋田597番地		
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月7日		

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	藤森豊持分損抵当権設定	平成17年6月20日 第15689号	原因 平成17年6月10日設定 債権額 金2,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸 付取引 証書貸付取引 手形割引取引 手形貸 保証取引 手形償還 小切手償還 債務者 森下郡松山町大字東坂上字川並 28番地 藤 森 豊 共同担保 岡矢市石上町荒田357番地 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(マ)第6800号 順位4番の登記を移記

原 戸 籍 謄 本
全 部 事 項 証 明 書

改正原戸簿

<p>本籍</p> <p>〇〇懸落令郡小田町 大字長瀬字田坂参拾五番地</p>	前主	七 大石 喜太郎				
	戸	前主	七 大石 喜太郎		男長	
		父	七 大石 喜太郎			
		母	た 一			
	<p>本籍</p> <p>〇〇懸落令郡小田町 大字長瀬字田坂参拾五番地</p>	主	大石 義男			
			出生	大正四年九月八日		
			本籍二於て出生父大石喜太郎届出大正四年九月拾日受附入籍④			
			昭和拾年拾月五日前戸主喜太郎死亡に因り家督相続届出同月八日			
			受附④			
			山内ゆきト婚姻届出昭和拾貳年九月拾参日受附④			
昭和貳拾九年四月壹日行政区画変更につき同日本籍欄中「小田町」						
ト更正職務執行者④						
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月迄日本						
戸籍改製④						
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾七年九月拾九日						
あらたに戸籍を編製したため本戸籍削除④						
<p>落令郡坂下村四百貳拾七番戸中島梅太郎女明治参拾四年七月八</p> <p>日大石喜太郎ト婚姻届出同日入籍④</p> <p>昭和拾年拾月五日夫喜太郎死亡二因り婚姻解消④</p> <p>父母ノ死亡並母ノ名八家督相続届二依り記載④</p> <p>昭和貳拾六年拾壹月参拾日午前零時貳拾分本籍で死亡同居の親族</p> <p>大石義男届出同日受附除籍④</p>	母	父	亡 中島 梅太郎	女貳		
		母	亡 きよ			
		出生	明治拾貳年貳月八日			
	<p>落令郡坂内村大字川中町字茶田四百参番地戸主山内三造長女昭和</p> <p>拾貳年九月拾参日大石義男ト婚姻届出同日入籍④</p>	妻	父	山内 三造	女長	
			母	や 五		
			出生	大正七年七月拾貳日		
				ゆ き		

<p>本籍二於于出生父大石義男届出昭和拾叁年拾壹月拾貳日受附入籍④</p> <p>昭和拾叁年拾貳月壹五日午後拾壹時五拾分本籍二於于死亡戸主大石義男届出同月拾六日受附④</p>	<p>女 長</p>	<table border="1"> <tr> <td>父</td> <td>大石 義男</td> <td rowspan="2">女長</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>ゆき</td> </tr> <tr> <td>生出</td> <td colspan="2">昭和拾叁年拾壹月四日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">節子</td> </tr> </table>	父	大石 義男	女長	母	ゆき	生出	昭和拾叁年拾壹月四日		節子		
父	大石 義男	女長											
母	ゆき												
生出	昭和拾叁年拾壹月四日												
節子													
<p>本籍二於于出生父大石義男届出昭和拾四年拾貳月貳拾六日受附入籍④</p>	<p>女 貳</p>	<table border="1"> <tr> <td>父</td> <td>大石 義男</td> <td rowspan="2">女貳</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>ゆき</td> </tr> <tr> <td>生出</td> <td colspan="2">昭和拾四年拾貳月貳拾日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">敏子</td> </tr> </table>	父	大石 義男	女貳	母	ゆき	生出	昭和拾四年拾貳月貳拾日		敏子		
父	大石 義男	女貳											
母	ゆき												
生出	昭和拾四年拾貳月貳拾日												
敏子													
<p>本籍二於于出生父大石義男届出昭和拾六年五月貳拾日受附入籍④</p>	<p>女 参</p>	<table border="1"> <tr> <td>父</td> <td>大石 義男</td> <td rowspan="2">女参</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>ゆき</td> </tr> <tr> <td>生出</td> <td colspan="2">昭和拾六年五月拾六日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">茂子</td> </tr> </table>	父	大石 義男	女参	母	ゆき	生出	昭和拾六年五月拾六日		茂子		
父	大石 義男	女参											
母	ゆき												
生出	昭和拾六年五月拾六日												
茂子													
<p>本籍二於于出生父大石義男届出昭和貳拾貳年七月九日受附入籍④</p>	<p>男 長</p>	<table border="1"> <tr> <td>父</td> <td>大石 義男</td> <td rowspan="2">男長</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>ゆき</td> </tr> <tr> <td>生出</td> <td colspan="2">昭和貳拾貳年七月貳日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">孝三</td> </tr> </table>	父	大石 義男	男長	母	ゆき	生出	昭和貳拾貳年七月貳日		孝三		
父	大石 義男	男長											
母	ゆき												
生出	昭和貳拾貳年七月貳日												
孝三													

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾参年拾月貳拾九日削除㊦

本籍	〇〇県落合郡小田町大字長瀬字田坂参拾五番地		氏名	大石 義男	
	昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参 年四月壹日改製につき昭和参拾七年九月拾九日本戸籍 編製㊦				
大正四年九月八日本籍で出生父大石喜太郎届出同月拾日受附入籍㊦		父	亡 大石 喜太郎		男長
山内ゆきと婚姻届出昭和拾貳年九月拾参日受附㊦		母	たつ		
昭和五拾五年九月壹日午前四時四拾五分落合郡小田町で死亡同日親族 大石孝三届出除籍㊦		夫	義男		
		妻			
		生	大正四年九月八日		
大正七年七月拾貳日落合郡坂内村大字川中町字原田四百参番地で出生		父	山内 三造		女長
山内三造届出同月拾九日受附入籍㊦		母	やゑ		
昭和拾貳年九月拾参日大石義男と婚姻届出落合郡坂内村大字川中町字 原田四百参番地山内三造戸籍より同日入籍㊦		妻	ゆき		
昭和五拾五年九月壹日夫死亡㊦		夫			
		生	大正七年七月拾貳日		
昭和拾四年拾貳月貳拾日本籍で出生父大石義男届出同月貳拾六日受附 入籍㊦		父	大石 義男		女貳
川口敬三と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾九年拾月拾四日受附落 合郡小田町大字御浜字彦坂参拾九番地に新戸籍編製につき除籍㊦		母	ゆき		
		夫	敬子		
		妻			
		生	昭和拾四年拾貳月貳拾日		

本籍	〇〇県落合郡小田町大字御浜字彦坂参拾九番地		氏名	川口敬三	
婚姻の届出により昭和参拾九年拾月拾四日夫婦につ					
き本戸籍編製㊦					
昭和拾年拾貳月拾七日落合郡美山村大字萩原字川島七拾八番地で出生			父	川口勝美	男貳
父川口勝美届出同月貳拾壹日受附入籍㊦			母	千代	
大石敏子と婚姻届出昭和参拾九年拾月拾四日落合郡美山村大字萩原字川島七拾八番地川口勝美戸籍より入籍㊦			未 敬三		
昭和五拾五年六月参日妻死亡㊦					
			生出	昭和拾年拾貳月拾七日	
昭和拾四年拾貳月拾日日落合郡小田町大字長瀬字田坂参拾五番地で出生			父	大石義男	女貳
生父大石義男届出同月貳拾六日受附入籍㊦			母	ゆき	
昭和参拾九年拾月拾四日川口敬三と婚姻届出落合郡小田町大字長瀬字田坂参拾五番地大石義男戸籍より同日入籍㊦			妻 敬子		
昭和五拾五年六月参日午後五時壹分朝日市で死亡親族川口敬三届出除籍㊦					
			生出	昭和拾四年拾貳月拾日	
昭和四拾壹年貳月拾四日落合郡小田町大字御浜字住吉拾参番地で出生			父	川口敬三	男長
父川口敬三届出同月拾八日受附入籍㊦			母	敏子	
平成六年四月参日谷村洋子と婚姻届出同月拾貳日大町市長から送付北大野市小原町四丁目貳拾八番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊦			敬司		
			生出	昭和四拾壹年貳月拾四日	

(1の1)		全部事項証明
本氏名	〇〇県落合郡小田町大字長瀬字田坂35番地 大石 義男	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成13年11月29日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除 籍</div> 【名】義男 【生年月日】大正4年9月8日 【父】大石喜太郎 【母】大石たつ 【続柄】長男	
戸籍に記載されている者	【名】ゆき 【生年月日】大正7年7月12日 【父】山内三造 【母】山内やゑ 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】大正7年7月12日 【出生地】〇〇県落合郡坂内村 【届出日】大正7年7月19日 【届出人】父	
戸籍に記載されている者	【名】茂子 【生年月日】昭和16年5月16日 【父】大石義男 【母】大石ゆき 【続柄】三女	
身分事項 出生	【出生日】昭和16年5月16日 【出生地】〇〇県落合郡小田町 【届出日】昭和16年5月20日 【届出人】父	以下余白

発行番号 〇〇〇〇〇
 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(1の1)		全部事項証明
本氏名	〇〇県落合郡小田町大字御旗字彦坂39番地 川口 敬三	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成13年11月29日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	【名】敬三 【生年月日】昭和10年12月17日 【父】川口勝美 【母】川口千代 【続柄】二男	
身分事項 出生	【出生日】昭和10年12月17日 【出生地】〇〇県落合郡美山村 【届出日】昭和10年12月21日 【届出人】父	
戸籍に記載されている者	【名】弘子 【生年月日】昭和45年5月23日 【父】川口敬三 【母】川口敏子 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】昭和45年5月23日 【出生地】〇〇県落合郡小田町 【届出日】昭和45年5月28日 【届出人】父	以下余白

発行番号 〇〇〇〇〇
 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

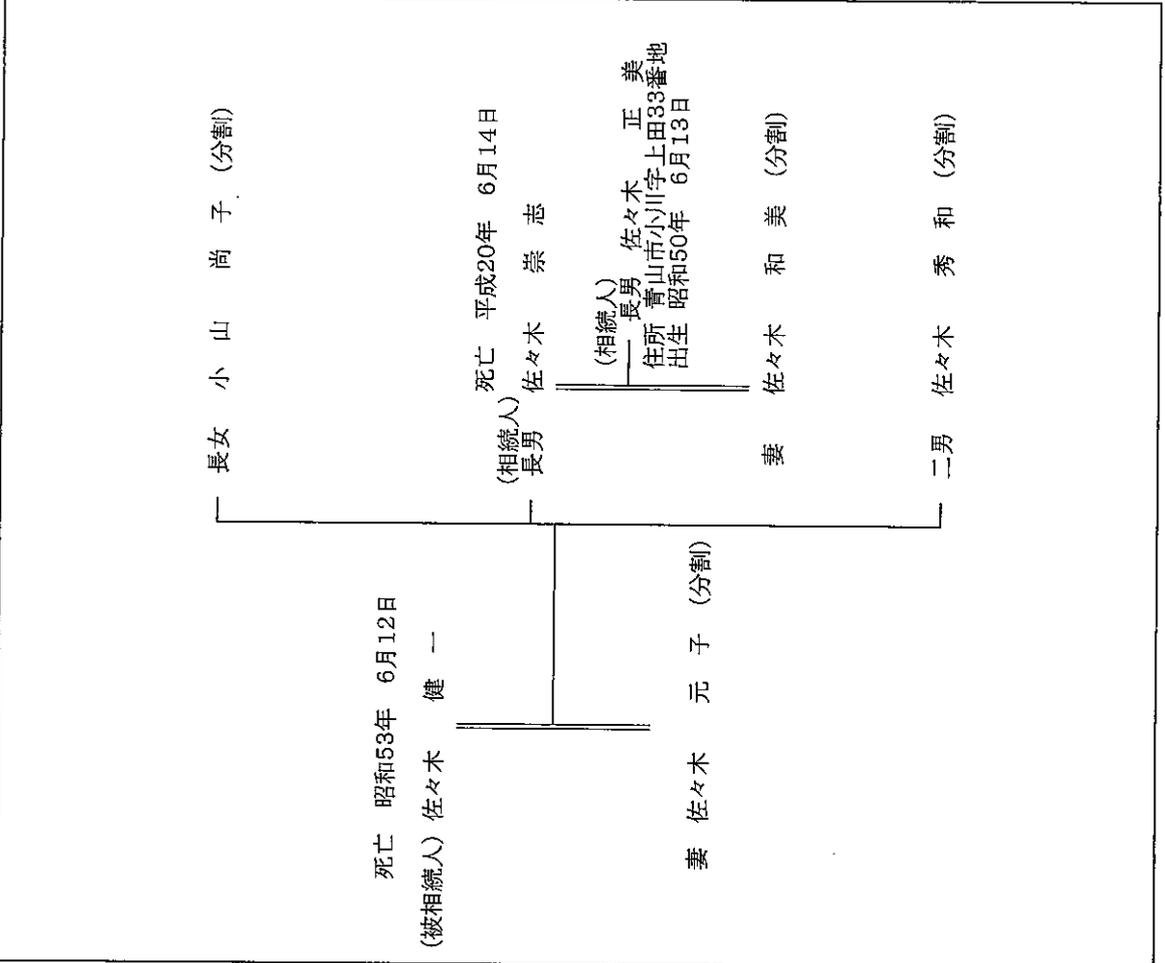
相 続 関 係 説 明 図

(その1)

被相続人 佐々木 健一 相続関係説明図

最後の本籍 青山郡小川町小川字上田33番地

登記簿上の住所

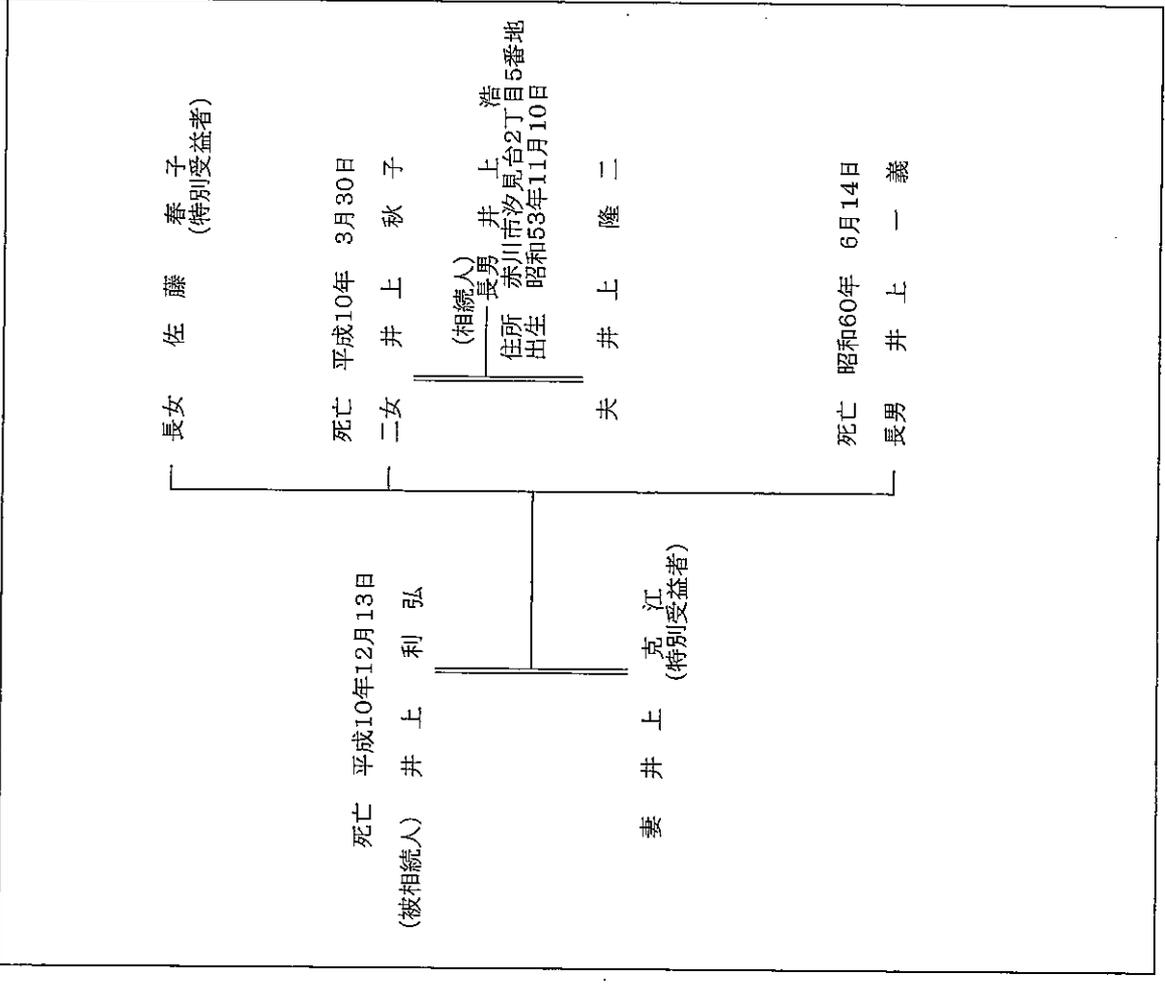


(その2)

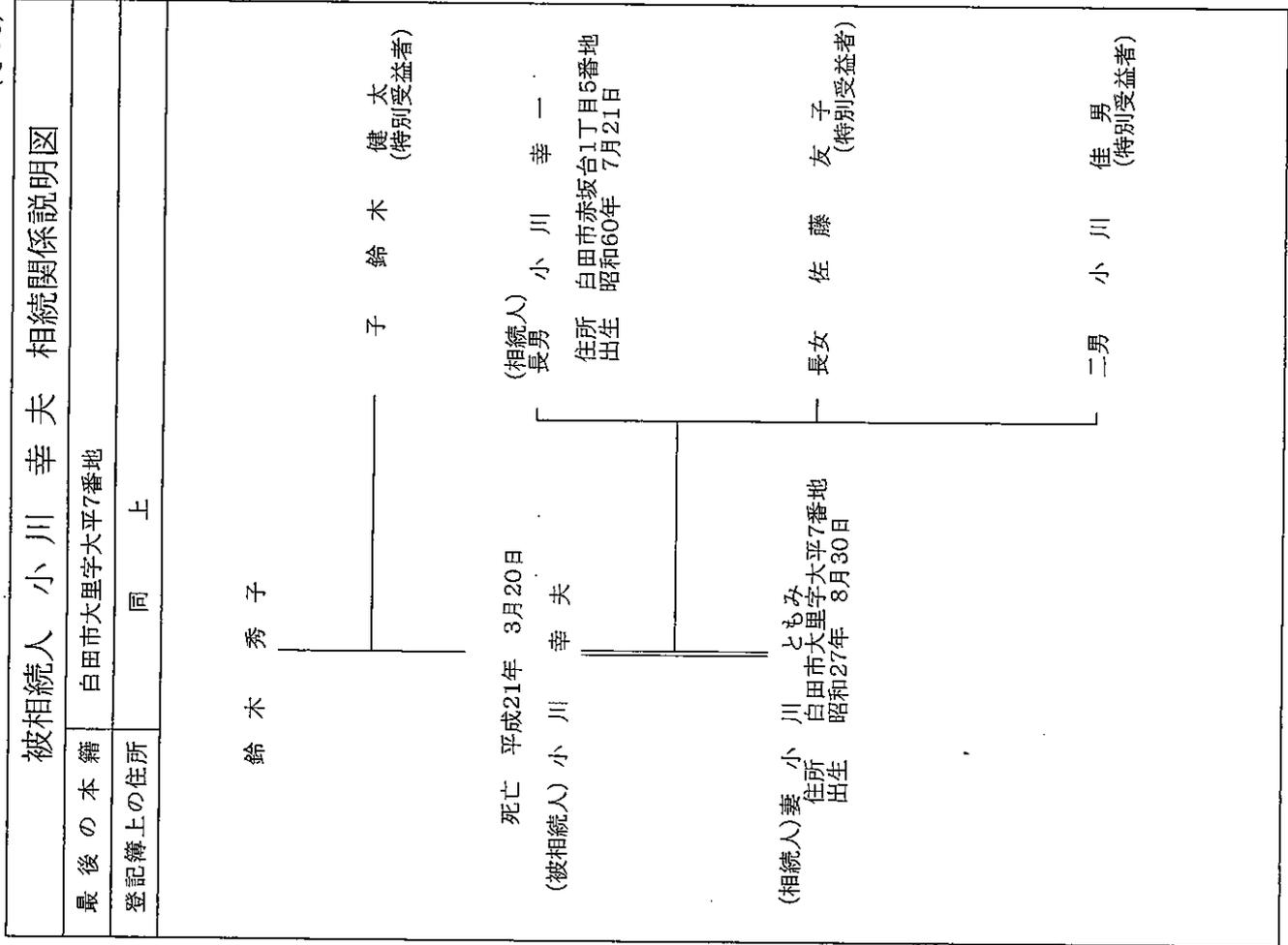
被相続人 井上 利弘 相続関係説明図

最後の本籍 南原郡赤川町大山字松中12番地3

登記簿上の住所 同上



(その3)



所有權登記名義人關係書類

不在籍証明書

証 明 書

(住 所) 黒川市小松字中原8番地

(氏 名) 杉 本 光 一 郎
昭和40年 3月 20日生

上記の者について、上記記載の箇所には、戸籍、原戸籍、除籍簿上に本籍の記載がないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県黒川市長 〇〇 〇〇〇



戸籍を証する書類

(その1)

(1の1)		個人事項証明
本 氏 名	〇〇県黒川市小松字中原8番地 杉本 幸一郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年3月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	<p>【名】 幸一郎 【生年月日】 昭和40年3月20日【配偶者区分】夫 【父】 杉本徹雄 【母】 杉本尚子 【続柄】 長男</p>	
身分事項 出 生	<p>【出生日】 昭和40年3月20日 【出生地】 〇〇県黒川郡小松町 【届出日】 昭和40年3月20日 【届出人】 父 【婚姻日】 平成2年12月12日 【配偶者氏名】 中田信子 【従前戸籍】 〇〇県赤川市中原字下宿15番地 中田 史郎 以下余白</p>	
婚 姻		
発行番号0000000 これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。 平成00年0月00日 〇〇県黒川市長 〇〇 〇〇〇		



※ 住民登録(住民基本台帳除票)上に記載がないことの不在住証明書も、上記と同じく受け替えているものとし省略する。

※ 住所は登記簿に記載された住所と同じとし、住所を証する書類は省略する。

戸籍の附票

氏名		(101) 附票の個人証明 本籍	
伊藤 功	成田一丁目 〇〇県緑川郡栗田町成田字大野前90番地		
附票記録事由欄 名	住 所	住 所	記 録 事 項 欄
	〇〇県緑川郡栗田町成田字大野前90番地	住所を定めた日 昭和15年8月15日	
	〇〇県緑川郡栗田町成田字大野前92番地3	昭和15年8月15日	平成13年2月2日 地番錯誤届出
	〇〇県緑川郡栗田町成田1丁目92番3号	昭和15年8月15日	平成20年4月14日 住居表示実施により 修正

発行番号000000
これは、戸籍の附票中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成00年0月00日
〇〇県緑川郡栗田町長 〇〇 〇〇〇

町 長 印

住 民 票

氏名		住民コード		省 略	
伊藤 功	伊藤 功				
生年月日	昭和15年8月15日	性別	男	続柄	世帯主
住所	緑川郡栗田町成田1丁目92番3号	住所を定めた日	昭和15. 8.15	届出年月日	昭15. 8.21
本籍	〇〇県緑川郡栗田町成田一丁目90番地	筆頭者	伊藤 功		
従前	〇〇県緑川郡栗田町成田字大野前92番地3			平20. 4.14	住居表示
転出					
平17. 3.14 改製により作成					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成00年0月00日
〇〇県緑川郡栗田町長 〇〇 〇〇〇

町 長 印

地積測量図

地積測量図

地番 118-1
118-3

土地の所在 金山市後田字小沢

座標求積表

地番 118-3		座標		距離
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n) Y _n	
161.	-212600.618	5194.732	-29635.946060	0.868
161.L	-212600.468	5195.587	83706.102157	16.406
158L	-212584.507	5191.792	81210.010464	1.992
158	-212584.826	5189.826	-21423.601728	3.821
159	-212588.635	5190.125	-51574.272125	6.372
160	-212594.763	5191.873	-62214.214159	6.516
		倍面積	68.078549	
		面積	34.0392745	
		地積	34 m ²	

地番 118-1		座標		距離
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n) Y _n	
161.L	-212600.468	5195.587	-21670.793377	68.356
34	-212588.678	5262.919	160766.386693	19.522
H162	-212569.921	5257.506	30677.547510	12.957
H163	-212582.843	5256.561	-23486.314548	8.777
H31	-212574.389	5254.200	-8742.988800	63.223
158L	-212584.507	5191.792	-135396.743568	16.406
		倍面積	2147.093910	
		面積	1073.5469550	
		地積	1073 m ²	

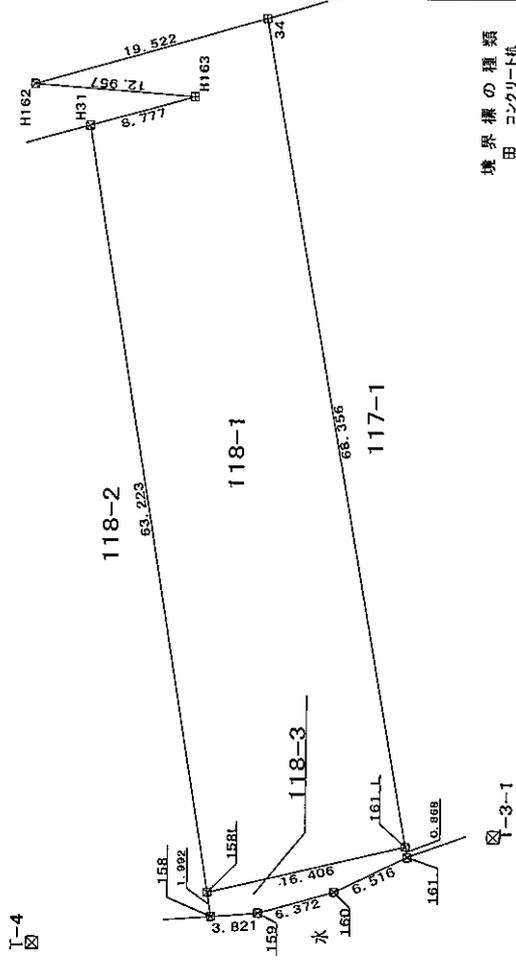
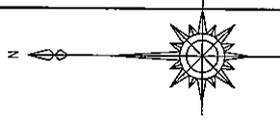
地番 118-1		面積	
公積	1098	1107.5862295	誤差面積
地積			9.68

許容値 = $(0.10 + 0.02 \sqrt[4]{1098}) \sqrt{1098} = 7.12 \text{ m}^2$
 (測量精度区分 甲3 許容範囲を超える)

既知点の名称及び座標値

測地系	世界測地系	
既知点の名称	X 座標	Y 座標
H7基 II-1	-213418.353	5313.115
H14基 II-1	-213485.933	4487.548
T-3-1	-212607.526	5212.975
T-4	-212570.371	5187.613
公共座標取得日	平成23年 5月 9日	

測量年月日 平成23年 5月16日 平面直角座標系 第〇〇系



境界線の種類
 田 コンクリート杭
 田 プラスチック杭
 田 鉄杭

作成者

省 略

(平成23年 5月25日作成)

申請人

省 略

縮尺

1/500